

本日の会議に付した事件

令和6年第4回山元町議会定例会（第1日目）

令和6年12月5日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 議案第46号 山元町学校教育基金条例

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから、令和6年第4回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（菊地康彦君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、12番伊藤貞悦君、1番竹内和彦君を指名します。

議 長（菊地康彦君）日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期はお手元に配付の会期日程（案）のとおりであります。本日から12月12日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの8日間に決定しました。

議 長（菊地康彦君）これから、議長諸報告を行います。

議長諸報告はお手元に配付のとおりでありますので、ご覧願います。議長諸報告を終わります。

議 長（菊地康彦君）日程第3．提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案等13件を山元町議会先例66番により一括議題といたします。橋元伸一君、登壇願います。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。おはようございます。

本日ここに、令和6年第4回山元町議会定例会が開会され、令和6年度一般会計補正予算案をはじめとする提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動向と各議案の概要についてご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、最近の町政運営等の取組についてご報告申し上げます。

初めに、旧坂元中学校を利活用したビール醸造所についてですが、先般、文部科学省から目的外使用に係る財産処分の承認が下り、事業者との賃貸借契約を取り交わしたところであります。今後については、施設内の改装工事に着手する予定としており、操業開始は来年夏頃となる見込みと伺っております。

また、去る８月２２日、旧坂元中学校利活用事業者選定専門部会の審査を経て、新たな利活用事業者を選定したところであり、校舎１階の残りのスペースを活用し、焼き菓子やジャム、ジェラートの製造・販売にも取り組むほか、カフェの運営やイベント・滞在スペースとしての利用が計画されております。今後の見通しについては、ビール醸造所と同様に、文部科学省に対する財産処分手続や、賃貸借契約の締結を経て、施設の改装工事に着手し、来年８月頃から開業するとのこととあります。

いずれも、交流人口の拡大や雇用の創出、さらには新たな地場製品の開発にもつながる取組となりますことから、一日も早い事業化に向け、全面的に支援するとともに、引き続き、施設の利活用事業者の確保に取り組んでまいります。

次に、近年激甚化・頻発化する各種災害に備えるため、１０月２０日に実施した山元町総合防災訓練についてですが、全町民を対象とした本訓練には、昨年度を上回る約３,０００人もの方にご参加いただき、各行政区と連携し、公助が機能するまでの自助・共助に主眼を置いた様々な訓練に取り組んだところであります。

訓練では、２４時間雨量が２００ミリ、さらには大雨警報及び土砂災害レベル３が発表されている最中に、震度７の地震が発生し、大津波警報が発表された後、警戒レベルが５に引き上げられ避難指示が発令されるなど、複合災害を想定し、各地区の自主防災会の役員をはじめ、町民が率先して避難所への誘導、避難者の受付や安否不明者の割り出しに従事するなど、本番さながらの状況下で訓練が行われました。

また、訓練終了後は、各避難所において自主防災会主催による防災研修会が開催され、初期消火訓練やＡＥＤ心肺蘇生講習をはじめ、大雨による災害からの身の守り方など、自助・共助に関する知識や技術を習得するよい機会になったものと捉えております。

町といたしましては、今後も防災訓練を通じ、課題の把握・解消に努め、あらゆる災害が発生した場合でも人命を守ることを最優先に、町民一人一人の自覚を促すなど、地域並びに町民の生命・財産が保護されるよう取り組んでまいります。

次に、１０月１２日に開催された宮城病院クリーンキャンペーンについてですが、「大切な医療資源である宮城病院を、地域全体で守っていこう」との呼びかけに、土曜日にもかかわらず、地域住民の皆様、議員各位、町内外の事業所など、約２８０人のご参加をいただき、病院敷地内の草刈りや枝払いなどの環境美化活動に従事していただきました。本事業の趣旨をご理解いただき、ご参加いただいた皆様に対し、改めて感謝を申し上げます。

また、１０月２８日には、宮城病院・亘理町・山元町との３者で意見交換会が開催されました。節目の１０回目を迎えた今回は、亘理郡内の救急医療体制や、両町の乳幼児健診に対する小児科医師の継続派遣要望のほか、病院敷地内の環境整備事業など、地域医療や健康づくりの推進について、幅広く意見を交わしたところであります。

今後とも宮城病院とのさらなる連携強化に努め、地域でできる支援を続けてまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、やまもと夢いちごの郷についてですが、秋の行楽シーズンを迎え、日頃のご愛顧に感謝し、11月2日と3日の両日、秋まつりが開催されました。当日は、秋の味覚を代表するはらこ飯をはじめ、出荷者の方々のご尽力により、町の特産品や地元の新鮮な農水産物が所狭しと並べられ、また、町のPRキャラクターであるホッキーくんが駆けつけるなど、大にぎわいの2日間となりました。

12月に入り、5大特産品であるイチゴやリンゴ、ホッキ貝の本格シーズンを迎えますが、町といたしましても、積極的な情報発信に努め、交流人口の拡大とにぎわいの創出に取り組んでまいります。

次に、先月3日、磯浜漁港を会場に開催された一般社団法人まちづくりやまもとの共催による「キラリやまもと花火祭2024」についてですが、空気が澄み渡る絶好の花火日和の中、にぎわいの創出と地域経済活性化への願いを込め、約1,000発の花火が打ち上げられました。

磯浜漁港を会場とした打ち上げは4年目と定着したこともあり、当日は町内外から約1,800人が来場し、彩り鮮やかな花火の共演に加え、海面に映し出された花火や光に照らされた漁船のシルエットなど、幻想的な空間が広がり、会場は大きな歓声と拍手に包まれました。

今後も、活気とにぎわいの創出に向け、各種取組を通じ、町内において活動する団体との連携強化を図ってまいります。

次に、クラウドファンディングなど、全国からの温かいご支援を受けて修復を進めてきた町指定文化財「大條家茶室此君亭」についてですが、約7か月にも及ぶ修復工事が完了し、先月24日から一般公開を開始しました。

当日は、一般公開に先立ち、公開記念式典を開催し、議員各位をはじめ、行政区長や施設の完成を待ち望んでいた地域の団体関係者など、約60名の皆様にご臨席を賜り、修復工事の完成と施設の供用開始を共に祝ったところであります。

今後は、文化財の適切な保存と積極的な活用の両立を図りながら、多くの方々が身近に文化財に親しみ、その価値への理解が深まるよう取り組んでまいります。

続いて、町内における道路等整備事業の動向について申し上げます。

初めに、国が実施する事業ですが、日常的な維持管理のほか、国道6号、JAみやぎ亘理山下支所周辺の路肩及び歩道の沈下対策（かさ上げ）を行う道路修繕工事は施工中でありましたが、10月末までに全ての工事が完了したところであります。

また、県が実施する事業については、県道角田山元線、久保間地内における道路法面災害防除工事を施工中であり、今月中に完了が見込まれるとのこととあります。

次に、町発注の事業ですが、第3回議会定例会においてご可決賜りましたつばめの杜北線道路改良工事のほか、上平浜原線、真庭千保田線と、今年度予定している町道改良工事の全ての発注を終え、計画どおりに事業が進捗しております。引き続き、来年3月の工事完了に向け、鋭意努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、施設全体のリニューアルを行う深山山麓少年の森拡張・改修工事についてですが、先月末時点で工事進捗率は約60パーセントとなっており、拡張エリアの基盤整備や人工芝そり滑りの整備等が完了し、現在は、イベント広場や園路の整備、既存管理棟の改修等を進めております。工事期間中は少年の森施設内への立入りを規制しております。

すが、深山への登山や駐車場の利用は可能としております。引き続き、来年7月のリニューアルオープンに向け、鋭意工事を進めてまいります。

最後に、小学校再編についてですが、魅力ある学校づくりに向けた再編小学校在り方検討委員会において昨年12月から、望ましい学校形態等について検討を重ねてまいりましたが、10月16日、町に対し、検討結果の報告を受けたところであります。具体には、学校形態については、9年間一貫した教育課程により指導を行うことができる小中一貫教育学校が望ましい、また、施設の形態については、施設一体型か施設併設型が望ましいとの検討結果でありました。

今後は、改めて議会との意見交換の場を設けさせていただくとともに、町民の皆様や子育て世代の方々からのご意見も参考に、町の宝である将来の子供たちのことを考え、学校形態並びに施設形態の具体の検討を進めてまいります。

以上、最近の町政運営等に係る主な取組についてご報告申し上げます。

誰もが安心・安全に暮らし、希望を持ち笑顔が輝く、誰一人として取り残さない、「町民が主人公のまち・山元町」を実現するため、引き続き、町民の皆様の声をお聞きしながら全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、これまで以上のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係についてであります。報告第11号については、町民バス車両購入事業に係る物品購入契約について、軽微な変更が生じたことから報告するものであります。

次に、急施専決処分（地方自治法第179条第1項）に係る承認議案について申し上げます。

承認第11号令和6年度山元町一般会計補正予算（専決第1号）については、10月27日に執行した第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙費用を措置するため、衆議院が解散された10月9日付で専決処分したものであります。

次に、予算外の議決議案について申し上げます。

議案第46号については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学基金制度の充実に伴い、本町の奨学基金貸与制度の利用者が減少している現状を踏まえ、山元町奨学基金条例及び山元町奨学金貸与条例を廃止するとともに、町内に在住する児童生徒の教育の向上及び振興に寄与するため、新たに山元町学校教育基金を創設するもの。

議案第47号山元町課等設置条例の一部を改正する条例については、少子高齢化や人口減少、情報化の進展などにより社会情勢が目まぐるしく変化する中、震災後の新たな行政課題や複雑化・多様化する行政ニーズに適切に対応するとともに、職員の働き方改革を推進し、組織全体の業務の平準化や効率化を図るため、行政組織機構を再編するに当たり、所要の改正を行うもの。

議案第48号山元町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、マイナ保険証への移行に伴い、医療費助成の申請の際に、情報共有ネットワークシステムを活用して、加入保険の情報を照会することができるよう、所要の改正を行うもの。

議案第49号山元町農村集落多目的センター設置条例の一部を改正する条例については、同施設の敷地の分合筆により地番に変更が生じたことから、所要の改正を行うもの。

議案第50号及び51号公の施設の指定管理者の指定については、山元町共同作業所及び山元町デイサービスセンター「知楽荘」の管理を行う指定管理者を選定するため、議会の議決を求めるもの。

次に、補正予算関係議案について申し上げます。

議案第52号令和6年度山元町一般会計補正予算（第3号）（案）についてですが、歳出予算の各款に計上しております行政事務包括業務委託料については、最低賃金の価格改定に伴う経費を増額措置したものであります。

次に、その他の主な項目についてご説明いたします。

初めに、町独自支援策である移住・定住支援事業、空き家財道具等処分事業及び高齢者補聴器購入助成事業についてはですね、いずれも当初想定を上回る申込みがあったことから、補助金交付額を上方修正したものであります。

民生費においては、町施設である山元町デイサービスセンター「知楽荘」の修繕のため、施設管理者へ負担金を交付するための経費を計上したほか、自立支援介護訓練等給付費や子ども医療費助成費などの扶助費については、利用者の増加により不足が見込まれることから、必要額を増額措置しております。

また、農林水産費については、いちご団地に入植が決定した、町が認定する新規就農者に対し、県の補助金並びに町独自の支援金を交付するための経費を計上したほか、教育費においては、民間企業からの寄附金を活用し、町内のスポーツ少年団の活動を支援するため、助成金を交付するための経費を計上しております。

次に、特別会計の予算案について申し上げます。

議案第53号令和6年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）については、最低賃金の価格改定に伴い、行政事務包括業務委託料を増額措置したものの。

議案第54号令和6年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）については、最低賃金の価格改定に伴い、行政事務包括業務委託料を増額したほか、介護サービスの利用者増加に伴い、不足が見込まれる給付費を増額措置したものであります。

次に、企業会計の予算案について申し上げます。

議案第55号令和6年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）（案）については、山下ポンプ室深井戸ポンプ等の故障に伴い、受水費に不足が生じる見込み等のため、増額措置したものであります。

次に、人事同意案件について申し上げます。

同意第2号農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、委員に欠員が生じたことに伴い後任者を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

以上、令和6年第4回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課長等に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本会期中に、山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を追加提案する予定であるほか、人事院勧告の趣旨を踏まえた職員の給料月額等の改定、並びに特別職及び議会議員の給与改定に関する条例改正、及び関連する補正予算案を提案することも想定しておりますので、ご提案申し上げました際に

は、ご可決を賜りますよう併せてお願いを申し上げます。

議長（菊地康彦君）以上で提出議案の説明を終わります。

議長（菊地康彦君）日程第４．議案第４６号を議題とします。

本案について説明を求めます。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。それでは、議案第４６号山元町学校教育基金条例についてご説明いたします。

初めに、提案理由でございます。町内に在住する児童生徒の教育の向上及び振興に寄与するため、山元町学校教育基金の設置について提案するものであります。

お手元に配付しております資料№２条例議案の概要においてご説明いたしますので、ご準備願います。

１の制定内容についてですが、学校教育及び学校施設の充実を図るため、児童生徒の学習支援及び施設の整備に必要な資金の積立て並びに基金の処分について必要な事項を定めるものでございます。

２の条文の構成についてですが、条文の構成は記載のとおり、第１条から第７条までの構成となっております。

各条項について、主なものを中心にご説明いたします。

第２条積立てについては、当該年度において予算の定める額または学校教育施設の財産処分手続で生じる額と同額を積立てするものでございます。予算の定める額については、例として指定寄附などがあつた場合、学校教育施設の財産処分手続で生じる額については、国の補助を受けて学校施設を整備した場合、処分制限期間内に学校教育以外の目的に転用するのであれば国の承認が必要であり、承認の条件としては、建物の有償による貸与、譲渡で得た額を財産処分の日から１年以内に基金を設立し学校施設整備のための基金に積み立てることとされておりますので、貸与等で発生する額を積み立てるものです。

第５条処分については、事業の財源に充てる場合の基金の処分、使い道になります。

（１）の児童生徒の学習支援事業については、学力向上のため小中学校での放課後や夜間の学習支援などを想定しております。（２）の小学校及び中学校の教材整備事業については、小中学校への指定寄附などを積み立てた場合、その指定の目的に応じ、計画的に教材整備に活用するものです。（３）の学校教育環境向上のための施設及び設備整備事業については、学校施設の処分で生じた積立金を学校施設整備に活用するものです。

４の山元町奨学基金条例の廃止、５の山元町奨学金貸与条例の廃止については、国の給付制度や日本学生支援機構の給付型奨学金の拡充により、平成２９年度から町奨学金制度の利用がないため、附則第２項第１号及び第２号で廃止します。

６の山元町奨学基金条例の廃止に伴う経過措置としましては、山元町奨学基金条例に属する現金は、施行日において、山元町学校教育基金に属するものとする。

７の山元町奨学金貸与条例の廃止に伴う経過措置としましては、廃止前の条例により貸与の決定を受けているものの奨学金は、従前の例により返還をいただくものです。

３に戻りまして、施行期日については、山元町奨学基金を廃止し、基金の受皿となる山元町学校教育基金を設置する関係から、令和６年３月３１日から施行するものであります。

以上が議案第46号の説明となります。よろしくお願いいたします。

議長（菊地康彦君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

5番（大和晴美君）はい、議長。第5条の処分についてなのですが、この事業はハード事業とソフト事業の両方が含まれておりますが、近隣市町で両者を分けた基金とかハード事業のみの基金条例があると思います。この両方まとめた町の考えというのをお聞きします。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。先進の事例も確認しながら、ソフトとハードというのを分けないで一括で今回基金の条例を設置するという考えに至っております。その内容としては、基金を何個もつくるということではなくてですね、一つの中身で学校教育基金ということでもまとめたところでございます。

以上でございます。

12番（伊藤貞悦君）はい、議長。基本的なことをお伺いします。今回考えられておりますのは、山元町学校教育基金をつくるというふうなことです。この内容とそれから廃止される奨学金の貸与の中身は全く違うのに、何で廃止してこれをつくるのか、本末転倒ではないかと私は思うわけです。片方は高校生、大学生等々への貸与ですね。それは文部省とか県であるからいいというふうなお考えですが、町では、ではそういうふうな方々をどういうふうに今後していくのか。全く中身が違う、内容が違うことに、これを今回考えられたその趣旨について、まずお伺いします。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。この考えた趣旨につきましては、以前から奨学金の貸与の部分で、前ですね、6年ぐらいもう利用がないということで、この基金を有効活用ということも議会のほうからも意見をいただきまして、それを有効活用できるようにということで、今回このような基金を設置するような考えに至ったということになります。その中で、これからですね、小学校、中学校の生徒にも使えるような形を取りたいと思ひまして、処分の内容を条項に定めたところでございます。

以上でございます。

12番（伊藤貞悦君）はい、議長。その説明の中身は分からないわけではありませんが、この学校教育基金は、もっと前、もっと以前からつくっておいてしかるべきもので、ここに至ってこれをつくるというふうなことは全然問題外だと。もっと何十年も前からこれをつくって積立てをして、小学生や中学生のために使ってくるべきだった。それが本来の趣旨であります。高校生、大学生等々のやつは今回廃止して、利用者がいないからと。そうじゃなくて、利用の仕方、され方を検討して、使う工夫はしなかったのどうかについてお伺いします。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。反省点としましては、以前から基金を設置しなければならないというところは確かにそこは反省するところでございます。高校生、大学生については、利用者がいないからということではなく、それもありますけれども、国の制度とか給付制度がですね充実したということで、今年度も新たにですね幅が拡充しているということもありまして、今後ですね、この奨学金のほうをですね、使う方が本当にないだろうということも踏まえまして、こちらは町ですね、小中学生に使いたいと思ひまして、その事業を今検討しているところでございます。

実際、高校生、大学生が困るんではないかということなんですけれども、国の制度のほうを確認している中では、現在給付型とかが多いので、それで大丈夫ではないかとい

う捉えでございます。

以上でございます。

- 12番（伊藤貞悦君）はい、議長。説明の趣旨については分かりましたが、この奨学金という名前を変えて、大学生、高校生並びに保護者への支援とか何かについて考えなかったのかどうか。いわゆる今回出されているのは小中学生を対象にしたもので、廃止されるものは高校生以上の人を対象にしたものになって、中身が全く違って来るわけですね。ですから、そのところについてはどういうふうに考えてどういうふうに判断したのか、教えていただければと思います。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。高校生、大学生の中でも借りる方については低所得者に限られるということがありまして、そちらの方にお貸しする、給付するという場合も、ほかの町の事例を見ながら検討したところではございますけれども、その一部の方ではなくてですね、町の小中学生に何かしら使えないかというところ、幅を大きくしてですね、考えた結果がこの条例の内容になります。

実際、低所得の方でも、今お答えしたとおりですね、6年間貸与がないというような状況になっていまして、実際申請を促してもですね、そういった形、国あとは県の給付制度に行ってしまうということがありますので、そういったところから基金の有効活用を考えたということになります。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

- 3番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話に関連するわけですが、全くもう対象がね、あるものがなくなったというね。今、世の中では、今も話にありましたが、その高校、大学、とりわけ大学だね、生の対応を苦慮しているところで、まだ見えない、結果がね。どうなるのか。あげるとかね、対象を広くするとかね、いろいろあるけれども、でもその中身が見えない。本当に助けてけられるのかね、助けてというかね。という状況の中で、この町としての責任ね。何か聞いてるとね、小学校、中学校は義務教育だからということだけれども、高校、大学については何か、もう義務教育終えて、聞いた感じでは、受けた感じでは、そういうふうな受け止めをするとね、確かに利用実績がなかったと。その利用実績がない中身どうだったのと。どういうふうに分析・総括してるのと。

私はね、条件が結構厳しい。厳しいままずっとこう、あったね。例えば、俺のかなり前の知識、認識なんだけれども、例えば返還は6か月でそれ以降返さなくてねとかね、そこ変わってればいいんだけど。あとは4年間借りると何百万の世界になるんだよね。最大5万だとすれば、60万の240万で300ね。それを6か月後、十分に働いてればいいんだけど、十分な収入が得られていればいい、いいというわけでもねえけども、その中から1万ずつ返したって何十年間かかるんだか、ちょっと計算できない、というのがもし変わっていないとすれば、やっぱり有利なところを見つけて、そしてそっちから借りるとかね。ということとか、その辺のね、何で借りねえっていうか、確かに、私も何回か取り上げたときある、国の制度、そういう世界ではかなり厳しい状況になってるから国も黙ってられなくて、いろんな制度をつくってると思うんだけど、あと、この山元町の場合というのは、とりわけ震災復興関連のこともあって、かなり有利な制度というのが優先的にやられたのかなという中でのこういう結果になっているのかなと思って。

だとすれば、でもね、今それでも足りないというのがあの人らの世界だからね。あの
人らって学生のね。それでいろいろ出てるのがバイトで、今度103万円の壁の中でも
問題になってるけども、それ以上本当は稼ぎたいと。何で稼ぐといたら学費に充てた
いと。それ以上稼ぐと、今度自ら税金払わねくちやねくなる。親の負担も重くなるとか
って、というようなことだったんです。実際はそういう人たちに、稼がねくても、理想
論だかも分からねけど、稼がねくても十分にこの学業に専念できるような環境をつくら
なくてねえ、その多分要望、要求されているところだと思う。だけど、今ここで議論し
てもね。

今ね、かなりその端境期っていうかね、だとは思。そのときに、廃止するんだつた
ら廃止するなりのね、やっぱり責任っていうのも、町の責任っていうのも明確にした上
で提案すべきではないかなと、今の話を聞いて私思ってるんだけど。というのは、
その制度は廃止するんだけど、いろんな周知徹底とかね。親に対してとか、その子
供に対しては、今度、今国でこういう制度あるから、そういうのは多分学校とかでも
あるんだろうけども、親の心配、不安をなくすためにも、こういう制度がどんどん積
極的に、そしてそれに足りないときは町はこういう場面で支援しますよとあってね。や
っぱりそういう周知も併せてして、廃止するということであるならば、まあしゃあねえ、
しゃあねえっていうか、世の中の動きだからってことなんだけど、その辺のね確
かに説明がね。確かに6年間も、ただ聞いていると一方的に結局借りさ来ねえのが悪い
んだみたいな話として伝わってくる、6年間活用できなかったから、だから廃止し
ますってね。実施主体である町が、廃止されなくても、何でその件の努力はどうだった
のかというのが伝わってきていない中での廃止ということで、改めて、やっぱりその辺
のね対策も十分に示しながら取り組む、こういった事業にね、移るべきなのかなという
ふうに思うんですが、その辺の意見について考え方について改めて確認します。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。議員おっしゃられたとおり、広報という部分については
確かに足りない部分もあったかもしれません。今後、廃止するということになれば、国
の制度とかを周知するということも確かに必要かと思しますので、そういったことを取
り組みながら、この給付金制度を知っていただき、あと町の奨学金というのがなくなり
ますよというのでも知らせていきたいと考えております。

以上です。

議 長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいま同僚議員2人からですね、いろいろ問題提起なり確認
がされましたけれども、私も改めて確認をさせていただきますが、これまでの町の奨学
金の貸与条例というのはですね、国の貸与制度を補完する形で、当時、制度が設けられ
たのかなというふうに思いますが、担当課長の前段の説明によると、国のほうでは貸与
から給付型に切り替えているということですよ。そういう中で、町の貸与制度を借り
る方がもう6年前からなくなっていると。要は、奨学金を必要とする方々が、自分に有
利といいますかね、使い勝手のいい給付型の国の制度のほうに移行しているといいます
かね、転換していると、そういうふうに私は理解するんですけども、そういうことで
よろしいのか、再度確認をいたします。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。議員おっしゃられるとおりの内容になります。実際、国
のほうでは、高校生の場合ですと年間の、公立高校の年間の学費のほうをですね、給付

するような内容になっておりまして、実際借りるという形ではなくてですね、給付されるという内容を優先されているということがありますので、そういった内容から今回の条例の廃止ということで提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（菊地康彦君）そのほかございませんか。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。先ほど施行月日のほうをですね読み上げたときに、令和6年と言ってしまったんですけれども、令和7年3月31日になります。申し訳ございませんでした。

議長（菊地康彦君）それでは、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君）異議なしと認めます。

議案第46号については産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（菊地康彦君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月9日月曜日午前10時開議であります。

午前10時42分 散 会
